

平成30年度 京田辺市留守家庭児童会

入会児童募集のご案内

京田辺市教育委員会 教育部
社会教育・スポーツ推進課

※ 入会を希望される方は、下記の要領で申し込みをしてください。なお、入会にあたっては、なによりもお子様の気持ちを大切に、家庭内で十分に話し合ってください。

1 留守家庭児童会とは

学校の放課後に就労などで家庭での保護が適切に受けられない児童の健全な育成を図るため、京田辺市留守家庭児童会（以下「留守家庭児童会」という。）を市内8小学校区（別表第1）に設置しています。

2 対象児童

京田辺市立小学校に通学する児童であり、その保護者のいずれもが下記の項目のいずれかに該当し、かつ、同居の親族その他の者によっても家庭での適切な保護を受けられない児童が対象となります。

(1) 就労などの理由により、学校の放課後、常に保護できる者が不在である場合。

保護者等の就労が、月曜日から土曜日の内、週4日以上8週間以上継続していることを原則とし、保護者の帰宅時刻（勤務終了時刻＋通勤時間）が、下記を超えていることを条件とします。

ア. 1～2年生 午後3時00分

イ. 3～6年生 午後4時10分

※内職、自営業、農業に従事している方は、就業時刻終了がアまたはイの条件を満たす証明書等の提出が必要となります。

(2) 保護者が長期（1か月以上の療養が見込まれる場合）にわたり病気、看護等の理由により適切な保護を受けられない場合。

(3) 保護者が出産前後であるため、家庭での適切な保護を受けられない場合。
（出産予定日の産前8週間、出産後8週間 ※育児休業期間は対象外です。）

(4) 65歳未満の祖父母等と同居しているが、適切な保護を受けられない場合。

(5) その他市長が必要と認めた場合。

※夏期、冬期休業期間の募集については別途定めます。

3 開設期間と閉級日

開設期間は、平成30年4月2日（月）から平成31年3月30日（土）まで。ただし、次の各号に定める日は閉級とします。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日
- (4) 8月13日から同月16日までの日
- (5) 上記の(3)、(4)に連続する土曜日
- (6) その他市長が必要と認める日

※ただし、気象警報発令等により学校が休校となった日及び土曜日の午前7時以降継続して警報が発令している場合等も閉級となります。

4 開設区分及び開設時間

開設区分	開設時間
月曜日から金曜日	下校時から午後6時30分まで
土曜日	午前8時00分から午後5時30分まで
夏期、冬期休業期間	午前8時00分から午後6時30分まで

※帰宅については、保護者の送迎をお願いします。

希望する児童は、保護者の責任において、午後5時（11月から1月は午後4時30分）に、お迎えなしで児童だけで帰宅することができます。それ以降は、保護者又は保護者の委任を受けた方のお迎えが必要です。

（ファミリーサポートセンター等を活用していただいても結構です。）

保護者以外の方がお迎えに来られる場合は、留守家庭児童会に事前に連絡してください。

5 負担金額

事業の運営に必要な経費の一部を負担金として納付していただきます。
負担金額は、月額6,700円です。

6 負担金減免

世帯において、2人以上の入会や、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの所得等に係る市町村民税額及び所得税額に応じて減免措置があります。減免基準及び減免額については（別表第2）をご参考ください。

対象の方は5月末まで（年度途中入会の場合は入会申込時）に減免申請書を提出してください。

減免額の確定は、市民税額が確定する6月以降に行います。減免後の負担金額については、6月以降に確定し、通知します。

7 負担金の納付期限

納付期限は、毎月末日（4月、5月分は、6月末）です。
ただし、月末が金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

8 負担金の納付方法

負担金の納付については、口座振替で行ってください。

(1) 口座振替で納付する場合

手続きについては、以下の金融機関及び郵便局の窓口で行ってください。

平成29年度から入会されていて、口座振替をいただいている方は、引き続き口座振替ができますので手続きの必要はありません。

ただし、登録内容に変更がある場合は、必ず社会教育・スポーツ推進課に連絡してください。

口座振替手続きができる金融機関

京都銀行、南都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都やましろ農業協同組合、ゆうちょ銀行

※ いずれも市内店舗においては、申込用紙を備付けています。

(2) 納付書で納付する場合

納付期限までに納付書を市役所に請求し、以下の窓口で納付してください。

コンビニ等での納付には対応していません。

※ 原則、口座振替による納付をお願いしていますので、請求時に口座振替の手続きが出来ない理由、口座振替の手続きの見通しなどをお聞きします。

納付可能金融機関

京都銀行、南都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、三井住友銀行、りそな銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、関西アーバン銀行、近畿労働金庫、京都やましろ農業協同組合

9 スポーツ安全保険の加入

留守家庭児童会の開設中のケガや事故に備え、スポーツ安全保険に全員加入していただきます。

掛金は、年間1人当たり800円で保護者負担となります。

加入受付は、入会申込時に行いますので、「スポーツ安全保険加入申込書」と掛金をお持ちください。

10 入会申し込み

申し込みに必要な書類は、別冊「京田辺市留守家庭児童会入会申込様式」をご覧ください。（新一年生の方は、教育委員会のホームページから印刷するか、市役所または留守家庭児童会で様式をお受け取りください）

（1）受付について

- ・ 必要書類をそろえ、保護者が申請してください。
- ・ 郵送による申請はできません。
- ・ 入会申込時にスポーツ安全保険加入申込書と掛金（1人当たり800円）をお持ちください。
- ・ 書類に不備がある場合は受付できません。（書類を返却します）

※児童の利用予定日数が1か月のうち開所日数の半数（おおよそ週3日）以上見込まれない場合は受付できません。また、一斉受付期間は、4月1日時点で対象児童に該当しない場合は受付出来ません。（育児休暇中等）

（2）一斉受付期間の申し込み

受付場所：京田辺市役所3階 301会議室

受付期間：平成30年1月11日（木）～1月31日（水）※土日を除く
ただし、1月20日（土）、21日（日）は受付をします。

※ 4月1日時点で対象児童に該当しない場合は受付出来ません。
（転入予定が4月1日以降、育児休暇中 等）

受付期間						
1/8	1/9	1/10	1/11	1/12	1/13	1/14
祝	火	水	木	金	土	日
	×	×	○	○	×	×
1/15	1/16	1/17	1/18	1/19	1/20	1/21
月	火	水	木	金	土	日
○	○	○	○	○	○	○
1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	1/27	1/28
月	火	水	木	金	土	日
○	○	○	○	○	×	×
1/29	1/30	1/31	2/1	2/2		
月	火	水	木	金		
○	○	○	×	×		

受付時間：午前8時30分～午後5時15分
（正午から午後1時を除く）

（3）一斉受付期間以降の申し込み

一斉受付期間終了後は、平成30年3月1日（木）以降に随時受付を行う予定です。申し込み後、事務処理期間が必要です。定員に余裕がある場合であっても、申込日によっては、年度当初から入会頂けない場合があります。

また、保育が必要となる日の1か月前から受付を行います。原則、決定時期ごとの学年順としますが、クラス編制の都合上、入会決定が前後することがあります。

受付場所：京田辺市役所3階 社会教育・スポーツ推進課

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（正午から午後1時を除く）

ただし、土曜日、日曜日、祝日は受付しません。

（４）留意事項

- ・継続利用を希望される方も改めて申し込みが必要です。
- ・一斉受付期間において、利用予定人数が各留守家庭児童会で受け入れることが出来る人数を上回った場合、低学年を優先した上で、保育の必要性の度合いの順に入会の決定を行います。（先着順は考慮しません。）
- ・継続して入会希望される方で、負担金の未納がある場合は受付できません。また、入会后、未納の負担金が2か月を超えた場合は入会を取り消す場合があります。
- ・一斉受付期間終了後に申し込みをされた場合、各留守家庭児童会の受け入れ状況を見て、入会を決定させていただきます。
- ・入会決定後、平成30年度の就労状況を確認するため、再度証明書を提出して頂きます。
- ・夏休み前に「夏休み通会予定」を提出して頂きます。
- ・入会后、児童の健康状態によっては学校及び保護者の方と面談する場合があります。

1 1 入会の決定方法・通知及び入会日

一斉受付期間後、書類審査等の上、入会者を決定し、2月末に入会決定通知書を送付する予定です。

平成30年度の入会日は、4月2日（月）からです。

1 2 退会

入会している児童が、入会の要件の資格を欠くに至ったとき、2か月以上休会するとき、または中途退会するときは、退会する月の月末までに退会の届けを提出する必要があります。

なお、次の場合も退会となる場合があります。

- （１）連続して5日以上無断欠席したとき。
- （２）1か月のうち開所日数の半数以上欠席したとき。
- （３）育児休業（産前産後を除く）を取得するとき。
- （４）2か月を超える負担金の滞納があるとき。
- （５）他の児童の保育に支障があると認められたとき。
- （６）その他市長が留守家庭児童会の運営に支障があると認められたとき。

1 3 休会

児童が1か月休む場合は該当月の15日までに全休届の提出が必要です。

※ 児童がインフルエンザや学校保健法で定められた病気、または感染の強い病気になった場合は通会できません。

14 受付・問い合わせ先

〒610-0393 京田辺市田辺 80 番地
 京田辺市教育委員会 教育部 社会教育・スポーツ推進課
 (京田辺市役所3階)
 電話 0774-64-1394 (直通)

別表第1 開設留守家庭児童会の名称・定員・住所

留守家庭児童会名	定員	住 所
田辺東 留守家庭児童会	78名	京田辺市東西ノ口 60-2
田 辺 留守家庭児童会	100名	京田辺市田辺鳥本 102
草 内 留守家庭児童会	60名	京田辺市草内南垣内 53
大 住 留守家庭児童会	78名	京田辺市大住池平 88
桃 園 留守家庭児童会	100名	京田辺市大住仲の谷 12-1
薪 留守家庭児童会	104名	京田辺市薪堀切谷 1
三山木 留守家庭児童会	111名	京田辺市宮津宮ノ下 14-1
松井ヶ丘 留守家庭児童会	200名	京田辺市大住上西野 18-2

別表第2 負担金の減免

区分	世 帯 状 況	減免後の負担金 (1人目)
1	生活保護世帯	0円/月
2	平成30年度の市町村民税非課税世帯(区分1を除く)	1,200円/月
3	平成29年分の所得税非課税世帯(区分1及び2を除く)	3,700円/月
4	平成29年分の所得税が50,000円未満の世帯(区分1から3を除く)	5,200円/月
5	平成29年分の所得税が100,000円未満の世帯(区分1から4を除く)	6,200円/月

2人目以上は、1人分の半額

減免前の負担金6700円/月

添付書類

区分1については、生活保護受給証明書

区分2については、平成30年度 市・府民税非課税証明書 等

区分3~5については、平成29年分 給与所得の源泉徴収票 等

※ 負担金の決定(平成30年6月初旬を予定)までに提出してください。